

所得の低い方は食費・居住費（滞在費）負担が軽減されます。

介護保険施設等や短期入所サービス(ショートステイ)をご利用になる場合、食費及び居住費(短期入所の場合は「滞在費」。以下「居住費等」という。)については原則として自己負担ですが、認定要件の基準(所得の低い方及び資産要件(預貯金等))を満たす方は、申請により、一部が保険給付の対象となり、負担が軽減されます。

1 軽減対象サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設

2 自己負担の軽減対象者とその負担限度額（負担の上限額）

(単位:円/日額)

利用者負担段階※1	認定要件の基準		負担限度額					
	所得の状況	資産要件 預貯金等※4	食費		居住費等			
			施設入所	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	要件なし	300	300	820	490	320 (490)	0
	世帯全員(世帯分離の配偶者を含む。)が市 民税非課税 老齢福祉年金受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下						
第2段階	合計所得金額と年金収入額の合計額※3が年額80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	390	600	820	490	420 (490)	370
第3段階①	合計所得金額と年金収入額の合計額※3が年額80万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	650	1,000	1,310	1,310	820 (1,310)	370
第3段階②	合計所得金額と年金収入額の合計額※3が年額120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,360	1,300	1,310	1,310	820 (1,310)	370
段階4	上記以外の方(課税世帯) ※「課税世帯における特例減額措置」は裏面参照		※ 利用者の負担となる食費及び居住費等の額は、各施設との契約により決まります。金額は各施設にご確認ください。					

【注意事項】※1 所得や世帯の変更があると、利用者負担段階が変わることがあります。

※2 ()内の額は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用する場合の額です。

※3 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額

〈非課税年金に含まれるもの〉 ←

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害基礎年金等)のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

3 申請に必要な書類など

【裏面】

※4 預貯金等に含まれるもの(例)	申請に必要な書類(例)
預貯金(普通・定期・貯蓄等) ※複数ある場合は全ての合計額。 ※配偶者がいる場合は夫婦合計額。	通帳の写し(配偶者がいる場合は夫婦2名分全て) ①金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分(表紙又は表紙をめくった見開き) ②最終記帳ページ(2か月以内に記帳したものと及び過去2か月間の取引歴が確認できるページ) ③預貯金額のわかるページ(普通・定期・貯蓄・積立全ての種類)※預貯金等が0円であっても写しが必要です。
現金(タンス預金)	自己申告
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社、銀行等の口座残高の写し等
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
負債(借入金、住宅ローン等)	残高証明書等 ※預貯金等から差し引いて計算します。

〈預貯金等に含まれないもの(例)〉・・・生命保険、自動車、腕時計、宝石等の貴金属、絵画・骨董品・家財等

《負担限度額認定申請 記入・添付書類チェックリスト》

記入もれ・書類の添付もれがないか、ご確認ください。下記の項目に不足があると受付できない場合があります。

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
1	<input type="checkbox"/> (被保険者氏名を代筆した場合) 被保険者氏名の横に押印	6	<input type="checkbox"/> 収入等に関する申告(その他事由含む)の欄の該当箇所にチェック
2	<input type="checkbox"/> 配偶者の有無に○印	7	<input type="checkbox"/> 預貯金等の申告(夫婦合計)のチェック
3	<input type="checkbox"/> (配偶者が「有」の場合) 配偶者に関する事項の欄の記入	8	<input type="checkbox"/> 預貯金額、有価証券、その他の欄に金額を記入(ない場合は「0円」と記入)
4	<input type="checkbox"/> (遺族年金・障害年金を受給している場合) 受給中の年金に○印	9	<input type="checkbox"/> 申請書裏面の同意書に、記入と押印
5	<input type="checkbox"/> (遺族年金・障害年金に○印がある場合) 年金保険者に○印	10	<input type="checkbox"/> (被保険者本人以外が提出する場合) 提出代行者の欄に記入
11	<input type="checkbox"/> <p>～添付書類のもれはありませんか?～ 《本人、配偶者の預貯金等の通帳等の写し(預貯金等が0円の場合や休眠口座であっても必要です。)》 ・金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分(表紙又は表紙をめくった見開き) ・最終記帳ページ(2か月以内に記帳したもの)及び過去2か月間の取引歴が確認できるページ ・預貯金額のわかるページ(普通・定期・貯蓄・積立ページ全ての種類)</p> ※境界層該当の方は預貯金等の通帳等に代えて、生活保護担当課が交付する境界層該当証明書が必要です。 ※特例減額措置該当の方は下記の要件を確認するため、上記添付書類に加えて収入等申告書が必要です。		

課税世帯における特例減額措置(食費・居住費)

世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯等で以下の要件をすべて満たす場合は、食費又は居住費もしくは、食費及び居住費の負担が第3段階②に引き下げられます。

＜対象者＞ 市民税課税世帯で、以下の①～⑥のすべてに該当する方

- ①その属する世帯の世帯員の数が2以上であること
- ②介護保険施設に入所(短期入所は除く)又は入院し、利用者負担第1段階～第3段階に該当しないこと
- ③世帯の年間収入から利用者負担、居住費、食費の年額合計の見込額を除いた額が80万円以下となること
- ④世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること
- ⑤世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

※ 上記の世帯には、別世帯となっている配偶者も含まれます。